

議案第 42 号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により、これを本会議に報告して承認を求める。

平成 24 年 4 月 27 日

三朝町長 吉 田 秀 光

専決第 7 号

専決処分書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、三朝町国民健康保険税条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。

平成 24 年 4 月 16 日

三朝町長 吉 田 秀 光

三朝町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

三朝町国民健康保険税条例（昭和 45 年三朝町条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～15 略</p> <p><u>(東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例)</u></p> <p>16 <u>世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 44 条の 2 第 3 項の規定の適用を受ける場合における附則第 4 項(附則第 5 項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、附則第 4 項中「第 36 条」とあるのは「第 36 条(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成 23 年法律第 29 号) 第 11 条の 6 第 1 項の規定により適用される場合を含む。)」と、「同法」とあるのは「租税特別措置法」とする。</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～15 略</p>

- 附 則
- (施行期日)
- 1 この条例は、交付の日から施行する。
- (適用区分)
- 2 この条例による改正後の三朝町国民健康保険税条例の規定は、平成 24 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 23 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。